

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

電波障害解消のための共同受信施設

Q : 当社は不動産貸付業を営み、賃貸マンションを所有しておりますが、最近、このマンションの近くにA社の高層ビルが建設され、テレビの受信状態が悪くなるなどの電波障害が発生しています。

そこでA社との協議の結果、補償金を申し出てもらい、これを費用にあてて電波障害解消のための共同受信アンテナを設置する事になりました。このアンテナは、資産計上しなければならぬのでしょうか。

A : 補償金から支出したアンテナの取得等の費用は、修繕費として損金に算入できます。なお、補償金は益金に算入します。

【解説】

受け取った補償金で資産の取得または改良をした場合、本来ならば、補償金を収益計上するとともに、取得または改良に要した金額を資産計上します。

しかし、ご質問の場合のように、電波障害・日照妨害・騒音などによって資産の機能低下が生じたため、補償金を受け取ってその機能復旧のために資産の取得・改良をしたケースでは、その補償金の額のうち機能復旧のための支出にあてた部分の金額は、修繕費として損金に算入できるものとされています。

なお、補償金は益金に算入しますが、もし期末時点で共同受信アンテナをまだ取得していない場合には、その後速やかに取得する事が確実ならば、その取得時まで、補償金を仮受金として処理する事も認められます。

